

香川高等専門学校高松キャンパス学生相談室運営規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規則（以下「規則」という。）第 18 条第 2 項の規定に基づき、香川高等専門学校高松キャンパス学生相談室（以下「学生相談室」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 学生相談室は、香川高等専門学校（以下「本校」という。）の学生、父兄等からの個人的問題について相談に応じ、その解決のための適切な指導を行い、もって学生の勉学条件の維持向上を図ることを目的とする。

(業務)

第 3 条 学生相談室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 学生の個人的問題に関する相談
- 二 父兄及び教職員からの教育相談
- 三 学生の勉学意欲に関連する健康相談
- 四 その他教育問題に関する研究討議

(組織)

第 4 条 学生相談室に室長及び室員を置く。

(室長)

第 5 条 室長は、教授又は准教授をもつて充て、校長が任命する。

- 2 室長は、校長の命を受け学年主任及び学級担任と連絡を密にし、学生の生活指導等に関することを処理する。

(室員)

第 6 条 室員は、本校教員のうちから校長が任命する。

- 2 校長は、必要に応じ、学外の学識経験者を室員として委嘱することができる。
- 3 室員は、室長の下に学生相談室の業務を処理する。

(連絡調整)

第 7 条 室長及び室員は、学生相談室の業務を遂行するにあつては、学生主事、学年主任及び学級担任等関係教員と連絡を緊密にするものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、学生相談室に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。